



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2025年7月1日)

2025年度標語
7月度標語
(安全週間)

何気ない会話で互いの健康チェック みんなで気遣う笑顔の職場
危ないと注意しあえる職場づくり みんなで築くゼロ災職場
安全は 一人ひとりの積み重ね 築き上げよう 安全職場



「全国安全週間」 厚生労働省主催で 7月1日から7月7日まで展開

全国安全週間は「人命尊重」の基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に7月1日から1週間にわたって展開されます。今日まで各事業場においては、労使が協力して労働災害防止対策を展開してきました。このことにより労働災害は長期的には減少傾向にあります。令和6年度の労働災害における死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。一方、UAゼンセンにおいても2024年度の業務上および通勤途上災害における死亡災害は前年を下回ったものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回り、特に短時間組合員の被災が増加している傾向にあります。

以上を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くために、次の事項に労使一丸となって取り組みましょう。

継続的に実施する労働災害防止対策(安全衛生活動の推進)

1) 安全衛生管理体制の確立

- ①年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ②経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ③安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ④労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

2) 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ①経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ②就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

- ③災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

- ④労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

3) 自主的な安全衛生活動の促進

- ①発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ②職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

4) リスクアセスメントの実施

- ①リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ②SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

業種の特性に応じた労働災害防止対策

■ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ①全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ②経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ③職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ⑤パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

■ 製造業における労働災害防止対策

- ①機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ②機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ③作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ④高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ⑤機械等製造者による機械等を使用する事業者へのリスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

業種横断的な労働災害防止対策

1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ①作業通路における段差等の解消、照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ②「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- ③「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

2) 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ①「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- ②母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

- ③派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

3) 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

- ①熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- ②暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ③熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

春の安全衛生担当者会議を開催!!

開催日:5月21日(水) ゼンセン本部会館とウェビナーのハイブリッドで開催し、50名が参加しました。

- ①厚生労働省より労働安全衛生法等の改正について説明、
- ②環境ワークス(株)代表であり労働安全・労働衛生コンサルタントの黒崎氏より「労働安全衛生の誤解ワースト9と労働組合が果たすべきこと」について学習、
- ③イオンリテールワーカーズユニオンによる取り組み事例の報告、以上の内容にて開催しました。

①「労働安全衛生法等の改正」について



▲厚生労働省課長 佐藤 俊 様

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」は、今年5月8日に成立し14日に交付されました。施行までの時期は内容によって異なりますが、多様な人材が安全かつ安心して働き続けられるような職場環境を整備するために様々な対策を行うための法律であり、このことがこの改正の趣旨ということになっております。ここでは「職場のメンタルヘルス対策の推進」について解説します。

その概要は以下の通り。

改正の概要

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
- その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

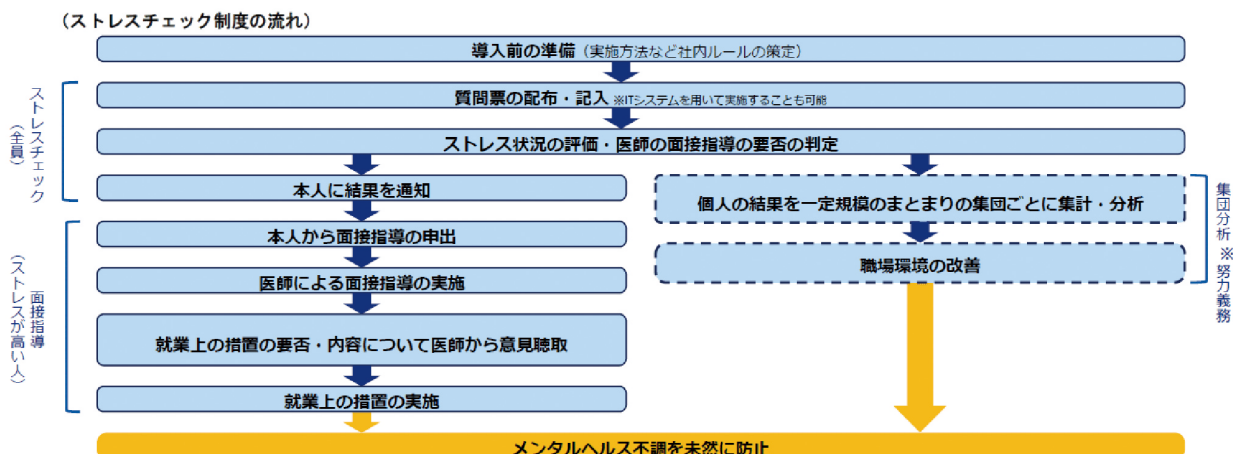
改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者50名以上の事業場に義務付けられている(50人未満は努力義務)ところ、これを全ての事業場に義務化する。

※小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地さんぽ)の体制拡充等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける(施行期日は交付後3年以内に法令で定める日とする)



②「労働安全衛生の誤解ワースト9と労働組合が果たすべきこと」について

普段、安全について考えることはないと思いますので、この機会にお考えいただき、もし誤解をされているところがあれば、今日を機に正して頂ければと思います。誤解ワーストの4つを取り上げます。以下の通りです。



▲環境ワークス機代表 黒崎 由行 様

誤解① 職場で働く人は、その職場のリスクを最も良く理解している人である。

正解 職場の人は既に原風景化している（職場のリスクに気が付かない）

誤解② KY(危険予知)を充実させれば、リスクアセスメントに近づく

正解

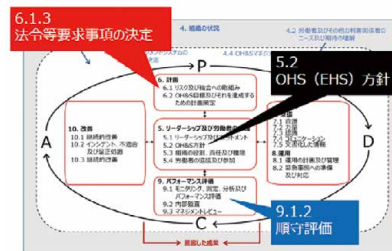
項目	一般的な危険予知	リスクアセスメント
主体	作業方法、作業環境、作業条件を与えられる側	作業方法、作業環境、作業条件を与える側
参加者	監督者、作業従事者	管理層、監督者、作業従事者、各種専門家
時期	作業前	変更前及び定期的見直し
出発点	危険と思ったところ	危険源
対象	場面・瞬間	プロセスごと
成果	作業方法の改善、リスク感受性の向上	リスク管理策の改善、残留リスクに対する理解の向上
時間・コスト	小	大

誤解③ ハインリッヒの法則によれば、ヒヤリハットの摘出を行って軽傷や障害なしの小事故を対策すれば、やがて重大災害を防止することができる。

正解 1:29:300の比率は、同一人物、同一種類の災害が起こる場合の比率(平均)を示しているものであり、ヒヤリハットの摘出を行なって軽傷や障害なしの小事故を対策すれば重大災害が防止できるというのは、ハインリッヒの法則の拡大解釈である。

誤解④ 労働安全衛生面においてもコンプライアンスは、企業リスク回避の観点で重要である。

正解 コンプライアンス上重要な要素



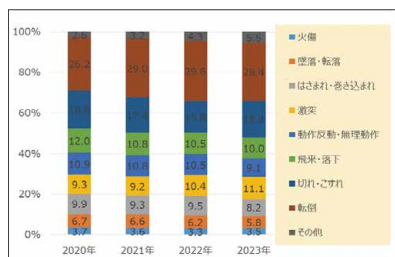
③「労働安全衛生の取り組み事例報告」について

流通部門 安全衛生活動 単組事例紹介 **Aeon Retail Workers' Union**

イオンリテールワーカーズユニオンは10万7千名を超える組合で85%が時間給社員で構成されています。イオンリテール株式会社は日本最大級の流通グループであるイオングループの中核企業であり、主に東北を除く本州と四国エリアで総合スーパーやスーパーマーケットを展開しています。店舗数は380店舗を超えており、地域の日々の暮らしを支える企業です。

1. 労働災害の傾向

ここ数年の労働災害の件数は全体で微減傾向ではあるものの、毎年多くの災害が発生しています。型別では転倒災害が多く、次いで切れ・こすれ、激突と続きます。流通部門全体では転倒災害、切れ・こすれ、動作の反動・無理な動作が上位を占めています。



年代で見ると、転倒は50代以降、きれ・こすれは20代に多く見られます。転倒は事業場内の様々な場所で発生していますが、切れ・こすれは主に作業場で発生しており、20代の慣れない包丁による災害が多くみられます。

3. 労働組合の関わり

毎月の安全衛生委員会で必ず支部長に参加していただき、毎月の確認事項を見ながら店舗の確認をしています。支部長の経験年数も様々なので、確認事項を共有することでもちろんチェックすることができます。労使間でも職場環境改善に繋げるため、繁忙期のポイント事項を確認しています。流通部門では直接、死亡事故に繋るような労働災害は多くませんが、基本的なことを日々しっかりと行うことにより労働者が安心して働ける環境を労使で作っていくことが大切です。

2. 会社の取り組み

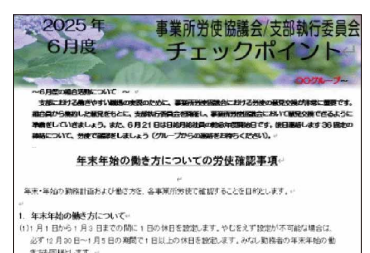
入社した社員は全員、労災防止マニュアルと動画を用いて教育を実施しています。労働災害防止計画・小売業の労災について・対策例・実際の店舗好事例紹介などをわかりやすくまとめ、マニュアルの浸透と労働災害防止の意識づけを行っています。

また、注意喚起のステッカー・労災マップの設置、労災カレンダーを労働者の見える場所に掲示して常に災害が起きないような環境になるよう取り組みを進めています。さらに、定期的な店舗巡視時にチェックリストを用いてマニュアルに沿った作業が行われているかの確認や、耐切創性手袋の導入を行い労働災害の未然防止にも積極的に取り組んでいます。



【安全の敵は安全】という

言葉がありますが、作業に慣れた頃や思い込み・経験による過信が災害に繋がります。いかに労働災害のリスクを減らすこと出来るか、労働者全員が安全への意識を高めていけるかが重要です。基本的な内容をしっかりと実施しているイオンリテールワーカーズユニオンの事例をぜひ参考にしてください。



UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2025年6月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	16件	2名	14名	1件	0名
はさまれ／巻き込まれ	12件	0名	12名		
転落	1件	1名	0名		
崩壊・倒壊	1件	1名	0名		
転倒	1件	0名	1名		
有害物との接触	1件	0名	1名		

(注) 1 2024年9月19日から2025年6月30日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2025年5月7日 現在

※6月の速報が未公開のため、前号と同様の内容となっております。

業種	2025年(1月～4月)		2024年(1月～4月)		対2024年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	31,300	100.0	31,849	100.0	-549	-1.7
製造業	6,391	20.4	6,670	20.9	-279	-4.2
鉱業	58	0.2	69	0.2	-11	-15.9
建設業	3,145	10.0	3,379	10.6	-234	-6.9
交通運輸事業陸上	898	2.9	795	2.5	103	13.0
貨物運送事業	4,015	12.8	4,149	13.0	-134	-3.2
港湾運送業	90	0.3	91	0.3	-1	-1.1
林業	329	1.1	348	1.1	-19	-5.5
農業・畜産・水産業	680	2.2	672	2.1	8	1.2
第三次産業	15,694	50.1	15,676	49.2	18	0.1

(第三次産業内訳)

第三次産業	15,694	100.0	15,676	100.0	18	0.1
商業	5,184	33.0	5,013	32.0	171	3.4
うち小売業	3,705	—	3,764	—	-59	-1.6
金融・広告	225	1.4	244	1.6	-19	-7.8
通信	699	4.5	754	4.8	-55	-7.3
保健衛生業	3,765	24.0	3,681	23.5	84	2.3
うち社会福祉施設	2,705	—	2,766	—	-61	-2.2
接客・娯楽	2,257	14.4	2,238	14.3	19	0.8
うち飲食店	1,232	—	1,273	—	-41	-3.2
清掃・と畜	1,675	10.7	1,799	11.5	-124	-6.9
警備業	570	3.6	474	3.0	96	20.3
その他	1,319	8.4	1,473	9.4	-154	-10.5

(注) 1 2025年1月1日から2025年4月30日までに発生した労働災害について、2025年5月7日までに報告があったものを集計したもの。
2 「—」は減少を示す。
3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
4 「第三次産業」については別掲。
5 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

7月の安全衛生行事

5月 1日～ 9月30日	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(厚生労働省、中央労働災害防止協会) ※7月 重点取組期間
7月 1日	国民安全の日(内閣府)
7月 1日～ 7日	全国安全週間(厚生労働省、中央労働災害防止協会)